古物商等の許可証をお持ちの皆さんへ

# 改正古物営業法が

# 令和2年4月1日

## に施行されます

### 主たる営業所等の届出は済みましたか?

#### 1 概要

- ・ <u>改正法の施行後も引き続き古物営業を続ける予定の古物商及び古物市場主はこの届出を行う必要があります。(</u>届出を行わない場合は改正後に改めて許可を申請・取得する必要があります。)
  - ※ 個人事業主で、<u>自宅で営業している</u> 営業所・古物市場が<u>1つしかない</u> 1つの県内にしか営業所・古物市場がない

このような場合も届出が必要

・この届出を行った後で、その届出内容に変更があった場合は、従来の変更届出を行うとともに - 再度、この届出を行う必要があります。

### 2 届出の提出時期

届出は、改正法の全面施行日の前日(令和2年3月31日)までに行う必要があります。

改正法公布 (2018年4月25日) 改正法一部施行 (2018年10月24日)

改正法全面施行日の前日 (<mark>2020年3月31日</mark>)

~~~ 詳細は各警察署へお問い合わせ下さい。~~~

新潟 県警察

